

令和 8 年 度
第 7 回
徳 島 地 方 最 低 賃 金 審 議 会

日 時 令和 8 年 9 月 9 日（水）午前 10 時 00 分～
場 所 あわぎんホール 4 階 大会議室
徳島市藍場町 2 丁目 14 番地

徳 島 労 働 局

次 第

- 1 徳島県最低賃金答申に対する異議申出に係る諮問について
- 2 異議申出に係る意見書紹介、意見陳述について
- 3 異議申出に係る審議について
- 4 その他

第7回 徳島地方最低賃金審議会
資料目次

資料番号・資料名	頁
No.1 2026年度徳島県最低賃金の答申に対する異議申出（徳島県労働組合総連合）・・・	1
No.2 答申についての意見書（徳島県商工団体連合会）・・・・・・・・・・・・・・・・	2
No.3 （参考）令和8年度徳島県最低賃金の改正決定について（答申）・・・・・・・・	3



徳島労働局長 亀井 崇 殿

2026年9月4日

徳島県労働組合総連合
議長 山本 正 美

2026年度徳島県最低賃金の答申に対する異議申出

労働者の労働条件の向上と国民経済の健全な発展に向け、ご尽力いただいている貴職及び関係者の皆様に心から敬意を表します。

徳島地方最低賃金審議会は、8月24日、今年度の徳島県の地域最低賃金の改定について、現行の1,046円を57円引き上げて1,103円とし、発効日を11月1日とする答申をしましたが、私たちは、今回答申は不服であり異議を申し出ます。趣旨並びに理由は以下の通りです。

1. 時間額1,500円以上を求めます。

今日の物価高のなかで、時給1,103円は、法が要請する「健康で文化的な生活」や「人たるに値する生活」にはほど遠い額と言わざるを得ません。また、若者が多く流出する都市部との格差も1～3円しか縮まらず、依然として大阪128円、東京177円、隣県兵庫69円と大きな格差があり、働き手の流出に歯止めがかからないと言えます。公益代表委員見解では「徳島県の立ち位置にふさわしい最低賃金額とする考え方で検討」したとしていますが、統計資料はこれまでの賃金格差が反映されているものでそれに基づけば、低い地域はいつまで経っても低いままとなります。賃金の大幅引き上げによりGDPの6割を占める個人消費を拡大することが地域経済活性化につながります。それを円滑に行うためには、中小企業・小規模事業者への対策を抜本的に強化することが必要であり、「賃上げを経済の要とする」国の政策として拡充を強く求めるべきです。その他意見書で述べたとおりです。

2. 早期発効を求めます

物価高に苦しむ労働者に1日も早い賃金引き上げが求められるなか、今回も発効日について「公示から30日」とした原則ではなく、11月1日に指定しています。隣県の兵庫との引上げ額の差は僅か1円ですが兵庫の発効日は10月1日で1ヶ月間はこれまでの70円から126円に格差は拡がり、プラス1円ではその損失を埋めることはできません。毎年、発効日遅れで格差は拡がったと言わざるを得ません。最低賃金は、10月から改定されると準備してきた事業者も少なくありませんが、指定日によって発効日の変動することで準備や計画に支障が出ることにもなりかねません。公示から30日の発効を求めます。

3. 全国一律最低賃金制度の確立を強く求めます。

意見書でも、述べてきたとおり、全国どこでも最低生計費に違いがありません。地域間格差を解消し、地方の人手不足や地域経済を活性化させるためには、全国一律最低賃金制度を確立する以外にありません。政府に最低賃金の全国一律制を確立するよう求めて下さい。

4. 専門部会の全面公開を求めます。

専門部会は公開されたものの2者協議と採決は非公開となっていますが、専門部会のほとんどが2者協議ですすめられており、その内容は闇のなかです。県民に開かれた審議会となるよう、2者協議も公開するか、公開している3者協議の場で議論することを求めます。また、採決については、本審での採決が公開されており、専門部会の採決を非公開にする合理性はありません。専門部会の全面公開を求めます。

以上



2026 年 9 月 7 日

徳島地方最低賃金審議会 御中

答申についての意見書

徳島県商工団体連合会

会長 森本 克博

国や自治体の賃上げ支援策について

令和 8 年 8 月 24 日に徳島地方最低賃金審議会より出された答申は、物価高騰・原材料価格上昇が続く厳しい経営環境の中で、徳島県内の中小企業・小規模事業者には大きな負担をもたらすものです。

答申が、政府等に対し、①賃上げ支援策、②社会保険料の軽減、③価格転嫁、④円安対策、について一層の取り組みを要望していることは重要であると考えます。徳島経済研究所の 2025 年 12 月調査結果によると徳島県の小規模事業者（10 人未満）の賃上げ実施率は 44.9%にとどまっています。また、人件費（賃上げ分）を価格転嫁することが難しく、賃上げの原資が不足しています。このため、県内の事業者が持続的に賃上げを実施できる環境整備に向け、答申の中の①賃上げ支援策の拡充について要望いたします。

○賃上げ実施事業者への直接支援金制度の創設

現在の賃上げ支援策は設備投資に偏っており、人件費、社会保険料、原材料費に対応できていません。賃上げ支援を設備投資以外にも広く活用で得る制度へ拡充すること、小規模事業者が利用しやすい簡易な申請手続に改善することが求められています。

賃上げ支援策については、全国の自治体で、最低賃金引上げに対応するため自治体独自の支援策が実施されています。その内容は

- 1、賃上げ実施事業者への直接支援金（賃上げ額や率に応じて支給）
岩手県、群馬県、宮崎県、山形県
- 2、国の業務改善助成金への上乗せ補助（業務改善助成金に追加補助）
- 3、生産性向上投資支援（賃上げ+DX・省力化投資）
- 4、価格転嫁支援（原価上昇分の適正転嫁支援）

県内の中小企業・小規模事業者の賃上げ実施を後押しし、持続的な賃金改善を促進するためには、自治体の直接支援制度の拡充が必要です。2024 年度に徳島県が実施した賃上げ支援事業を発展させた支援制度の創設を求めます。



令和 8 年 8 月 24 日

徳島労働局長

亀 井 崇 殿

徳島地方最低賃金審議会

会長 段野 聡子

徳島県最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和 8 年 6 月 29 日付け徳労発基 0629 第 4 号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙 1 のとおりの結論に達したので答申する。

また、別紙 2 のとおり平成 20 年 8 月 6 日付け中央最低賃金審議会の「平成 20 年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」の考え方にに基づき最新のデータにより比較したところ、令和 6 年 11 月 1 日発効の徳島県最低賃金（時間額 980 円）は令和 6 年度の徳島県の生活保護水準を下回っていなかったことを申し添える。

なお、2026 年版中小企業白書付属統計資料によると県内は中小企業・小規模事業者への従事者割合が全国平均と比較し約 20 ポイント高いことに加え、県民経済計算（2022 年）によると製造業比率が約 30%と全国平均より約 10 ポイント高く、円安や中東情勢等を背景とした原材料価格の高騰や最低賃金・賃金引上げに伴う労務費の増加が事業活動に与える影響は大きいものとなっている。

このため、県内事業者が持続可能な賃上げ環境を整備するため、以下の事項について政府等に対しより一層の取組を強く要望する。

① 継続的に賃上げができる環境整備に向けて、国や自治体などが設けている各種賃上げ支援策に関し、設備投資以外に広く活用できるよう現場のニーズに沿った拡充を行うなど、中小企業・小規模事業者の安定した賃上げ原資の確保につながる取組の継続的な実施及びその活用促進の周知徹底を図ること。

特に過疎地域における中小企業・小規模事業者は雇用の受け皿としてだけでなく、地域の生活を維持するための公共インフラとしての役割を担っている側面もあることから、地域に寄り添った賃上げ支援に配慮すること。

② 急激な賃上げによる社会保険料等の増加が労使双方への負担となっていること、

またいわゆる「年収の壁」による就業調整の一要因となっていることから、税・社会保障制度の改革とともに事業者の負担軽減を図るなど、最低賃金引上げの実効性を高める措置を講ずること。

- ③ 徳島県においては、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に関する認知度が他県に比べ低調であることから取引関係当事者全体に価格転嫁・取引適正化を浸透させるため、受注側に対しても同指針及び令和8年1月に施行された取適法等の周知徹底を図ること。
- ④ 原材料価格やエネルギー価格の高騰に直結する過度な円安は、地域経済の物流や交通インフラの維持等に大きな影響を与えるとともに、安定した賃上げ原資の確保を困難とするものであることから、政府においては円安対策に必要な措置を講ずること。

徳島県最低賃金

- 1 適用する地域
徳島県の区域
- 2 適用する使用者
前号の地域内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者
前号の使用者に使用される労働者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
1 時間 1,103 円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日
令和 8 年 11 月 1 日

徳島県最低賃金と生活保護との比較について

1 地域別最低賃金

- (1) 件 名 徳島県最低賃金
- (2) 最低賃金額 時間額 980 円
- (3) 発 効 日 令和 6 年 11 月 1 日

2 生活保護

- (4) 比較対象者
18～19 歳・単身世帯者
- (5) 対象年度
令和 6 年度
- (6) 生活保護水準（令和 6 年度）
生活扶助基準（第 1 類費＋第 2 類費＋期末一時扶助費）の徳島県内人口加重平均に住宅扶助の実績値を加えた金額（89,651 円）。

3 生活保護に係る施策との整合性について

上記 1 の（2）に掲げる金額の 1 箇月換算額（註）と上記 2 の（3）に掲げる金額とを比較すると徳島県最低賃金の下回っているとは認められなかった。

（註） 1 箇月換算額

$$980 \text{ 円（徳島県最低賃金）} \times 173.8 \text{（1 箇月平均法定労働時間数）} \\ \times 0.824 \text{（注）} = 140,347 \text{ 円}$$

（注） 令和 6 年度の税・社会保険料を考慮した可処分所得の総所得に対する比率